

令和5年度

公益財団法人神戸市産業振興財団
事業概要

経 済 観 光 局

目 次

| | |
|--------------------------|----|
| 〔1〕 財団設立の趣旨 | 1 |
| 〔2〕 財団の概要 | |
| 1 名称 | 2 |
| 2 設立年月日 | 2 |
| 3 所在地 | 2 |
| 4 基本財産 | 2 |
| 5 機構 | 2 |
| 6 職員数 | 2 |
| 7 役員 | 3 |
| 〔3〕 定款 | 4 |
| 〔4〕 令和4年度事業報告 | |
| 1 事業報告 | 12 |
| 2 事業別収支明細書 | 18 |
| 3 正味財産増減計算書 | 19 |
| 4 貸借対照表 | 20 |
| 5 財産目録 | 21 |
| 6 事業別収入明細書 | 22 |
| 7 事業別支出明細書 | 23 |
| 8 収支計算書 | 24 |
| 9 財務状況の推移 | 25 |
| 〔5〕 令和5年度事業計画 | |
| 1 事業計画 | 26 |
| 2 経営改善の取組状況 | 31 |
| 3 事業別予定収支明細書 | 32 |
| 4 予定正味財産増減計算書 | 33 |
| 5 予定貸借対照表 | 34 |
| 6 事業別予定収入明細書 | 35 |
| 7 事業別予定支出明細書 | 36 |
| 8 収支予算書 | 37 |
| 〔6〕 令和4年度主要事業計画・実績比較 | 38 |
| 〔7〕 主要事業の推移（令和2年度～令和4年度） | 38 |

〔 1 〕 財団設立の趣旨

日本経済の情報化・高度化が著しく進展し、急速な技術革新が進むなか、神戸市産業が 21 世紀に向けて、より活力に富んだ成長を遂げるためには、社会経済情勢の変化に柔軟に対応できる産業への構造転換および各企業における経営基盤の強化が肝要である。とりわけ、神戸経済において大きな役割を担っている中小企業は、持ち前の機動性、創造性を十分に発揮しつつ、神戸経済をリードする役割を果たすことが期待されている。

このような状況において、各企業の自助努力を促進しつつ、従来にも増して新しい時代に対応した人材育成、情報力・技術力の強化等高度な支援サービスの展開が求められている。また、社会の新しいニーズを先取りする事業活動を行う創業まもない企業を支援することも、創意あふれる神戸経済の発展において重要である。

このような時代の要請に円滑に対応するには、市、産業界および学界が一体となり、各界の人材の交流およびノウハウの融合を通じて総合的な支援事業を展開することがきわめて効果的である。

このようなことから、産・学・官の連携に基づき、神戸市産業の情報化、高度化を推進することにより、市内産業の基盤強化と振興をはかり、もって神戸経済の発展に寄与することを目的として「財団法人神戸市産業振興財団」を平成 4 年 3 月に設立したものである。

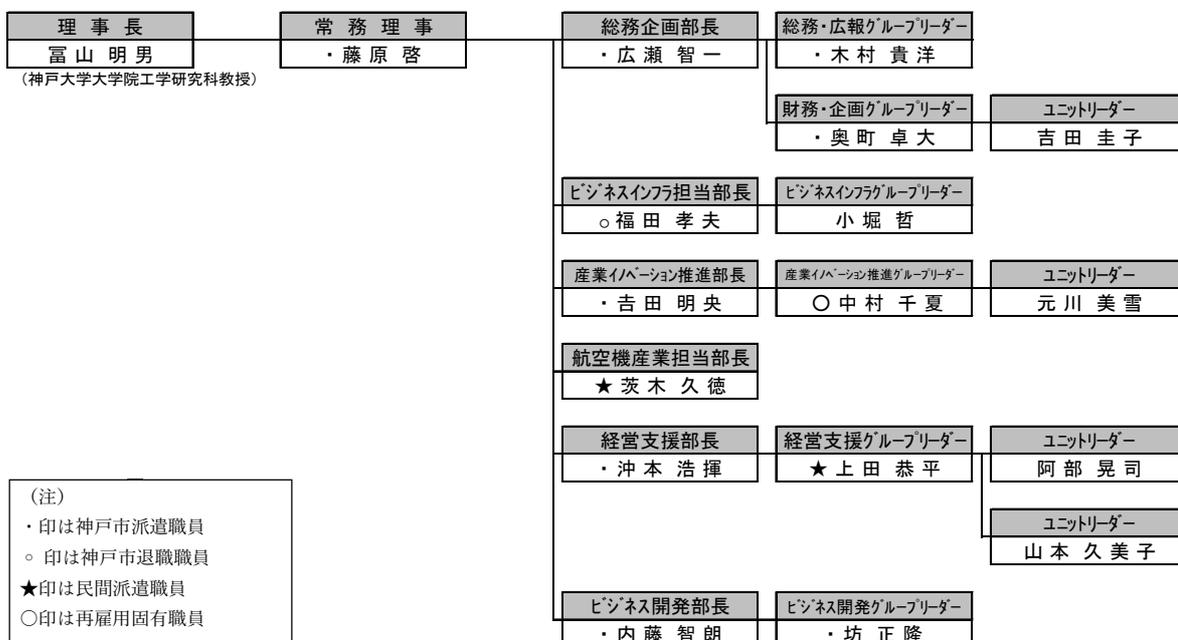
なお、平成 13 年 4 月から、中小企業支援法に基づく中小企業支援センターとしての指定を受け、より一層の神戸経済の発展に努めている。

また、平成 23 年 4 月 1 日付で、公益財団法人に移行した。

〔2〕財団の概要

- 1 名 称 公益財団法人 神戸市産業振興財団
- 2 設立年月日 平成4年3月13日
- 3 所在地 神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号
神戸市産業振興センター6階
- 4 基本財産 636,054,675円（神戸市全額出捐）

5 機 構 令和5年7月1日現在



6 職 員 数 令和5年7月1日現在

| 所 属 | 区 分 | 部 長 | グ ル ー プ | ユ ニ ッ ト | 固 有 | そ の 他 | 合 計 |
|--------------|-----------------|-------|---------|---------|-----|-------|--------|
| | | | リ ー ダ ー | リ ー ダ ー | 職 員 | 職 員 | |
| 総務企画部 | 総務・広報グループ | 1 (1) | 1 (1) | | 1 | 1 | 4 (2) |
| | 財務・企画グループ | | 1 (1) | 1 | 2 | | 4 (1) |
| | ビジネスインフラグループ | 1 | 1 | | | | 2 |
| 産業イノベーション推進部 | 産業イノベーション推進グループ | 2 (1) | 1 | 1 | 1 | 1 | 6 (1) |
| 経営支援部 | 経営支援グループ | 1 (1) | 1 | 2 | 2 | | 6 (1) |
| ビジネス開発部 | ビジネス開発グループ | 1 (1) | 1 (1) | | 3 | 1 | 6 (2) |
| 合 計 | | 6 (4) | 6 (3) | 4 | 9 | 3 | 28 (7) |

()内は、神戸市派遣職員で内数。人材派遣は含まない。

7 役 員

令和5年7月1日現在

| 役員の種別 | 氏名 | 所属団体及び役職名 |
|-------|--------|------------------------|
| 評議員 | 小田 俱義 | (公財)神戸ファッション協会 会長 |
| 評議員 | 佐伯 里香 | (株)ユーシステム 代表取締役 |
| 評議員 | 高 四 代 | 神戸市商店街連合会 会長 |
| 評議員 | 西村 順二 | 甲南大学経営学部 教授 |
| 評議員 | 森 有 美 | 弁護士 |
| 評議員 | 山下 貴子 | 同志社大学大学院ビジネス研究科 教授 |
| 評議員 | 和田 貴志 | (一社)神戸市機械金属工業会 会長 |
| 評議員 | 大畑 公平 | 神戸市経済観光局 局長 |
| 理事長 | 富山 明男 | 神戸大学大学院工学研究科 教授 |
| 常務理事 | 藤原 啓 | 神戸市経済観光局 担当部長 |
| 理 事 | 大溝 貴史 | (株)神戸製鋼所総務・CSR部 担当役員補佐 |
| 理 事 | 桂田 重信 | 神戸市商工団体総連合会 会長 |
| 理 事 | 河内 信哉 | 川崎重工業(株)総務本部 総務部長 |
| 理 事 | 川西 正記 | (一社)兵庫県信用金庫協会 常務理事 |
| 理 事 | 神戸 宏明 | (公社)兵庫工業会 専務理事 |
| 理 事 | 後藤 こず恵 | 流通科学大学商学部 准教授 |
| 理 事 | 関口 幸明 | 神戸商工会議所 常務理事・事務局長 |
| 理 事 | 森本 勝哉 | (公財)新産業創造研究機構 研究開発部門長 |
| 理 事 | 吉岡 治 | 神戸市小売市場連合会 会長 |
| 監 事 | 高島 章光 | 弁護士 |
| 監 事 | 酒井 俊 | (株)三井住友銀行公務法人営業第二部 副部長 |

〔3〕定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人神戸市産業振興財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、神戸市における事業者の経営革新、人材育成、産学官連携、創業及び貿易などの促進等により、市内産業の基盤強化と振興を図り、もって神戸経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 中小企業等の支援に関する事業
- (2) 神戸市が設置する公の施設の管理運営等に関する事業
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、神戸市及びその周辺において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長（第20条に規定する理事長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合

も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員5名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

- 2 評議員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。

- 3 評議員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項を評議員会において説明しなければならない。
- (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者との法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 4 評議員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 5 前項の場合には、評議員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 6 第4項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。
- (任期)
- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
- (評議員に対する報酬等)
- 第13条 評議員は無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の選任及び解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額
 - (4) 評議員に対する費用弁償の基準
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
 - (6) 定款の変更
 - (7) 残余財産の処分
 - (8) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- (開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した評議員のうちから選出された2名が、これに記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 8名以上13名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、それぞれ各1名を副理事長、専務理事及び常務理事とすることができる。

4 第2項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の代表理事とし、前項の副理事長、専務理事及び常務理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長、専務理事及び常務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議

員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第32条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第33条 この法人は、基本財産の減失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第34条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下、「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第35条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を得て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第36条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

以下

3～6（略）

:別表 基本財産（第5条関係）

| 財産種別 | 金額等 |
|---------|--------------|
| 投資有価証券等 | 636,054,675円 |

附 則

- 1 この定款の変更は、認定法第11条第1項に規定する変更の認定を受けた日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、認定法第11条第1項に規定する変更の認定を受けた日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、認定法第11条第1項に規定する変更の認定を受けた日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、平成29年6月20日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、平成30年12月19日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、令和元年6月24日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、令和3年6月18日から施行する。

〔4〕令和4年度事業報告

1 事業報告

令和4年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に収束し、消費と設備投資が前期比プラスで推移する等、緩やかに持ち直し、多くの需要項目でコロナ禍前水準を回復した。その一方で、ウクライナ情勢等による原材料価格の上昇や円安による輸入物価の上昇は、国内物価を高騰させ、企業活動に深刻な影響を与えている。

このような状況のもと、当財団では事業者の目線に立ち、市の産業振興行政の一翼を担う団体として、市や関係支援機関とのネットワークを活かしながら、創業や販路開拓の支援、経営課題の解決等の各種施策を着実に推進した。

具体的には、経済社会活動が正常化に向かう中で、増加傾向が顕著になっている起業相談について、開業支援コンシェルジュ相談枠の拡充等に努めた。また、感染症による大きな影響を受けた生活文化産業系事業者に対し、神戸空港の就航都市における物産プロモーションや販路開拓コーディネート事業、販売チャレンジパイロットショップを実施し、市内外の販路拡大を積極的に推進した。さらに、中小企業のDX実現に向け、産学官金が参画する支援コミュニティを立ち上げ支援を実施した。

(1) 公益目的事業

① 中小企業等支援事業

ア 創業・新事業の支援

(ア) 神戸開業支援コンシェルジュ

市内の中小企業支援機関が、創業支援を行うチームを組み、それぞれの強みを生かして、起業・創業に関するセミナーや様々な課題を解決するための個別相談、経営サポート付オフィスの提供等、創業に特化した支援を行った。

当財団では、産業競争力強化法の支援制度に基づき、コーディネータ8名を配置して個別相談を実施したほか、夜間相談やオンライン相談を実施し、創業者数の増加に取り組んだ。また、創業者のフォローアップにも取り組み、電話での現状確認を行うとともに必要に応じて事業所等の訪問も行った。

- ・相談件数 1,307件（新規相談者数485名）
- ・創業件数 160件
- ・創業基礎セミナー参加 498名

(イ) 食のスタートアップ支援事業

阪急オアシス神戸三宮店地下一階キッチン&マーケットの一区画を、市内で飲食店の開業を目指している方の、チャレンジ場所として提供するとともに、本格的な店舗開業に向けた専門家のアドバイス等、きめ細かな支援を行った。

なお、第6期出店者（令和4年8月から10月まで出店）は、令和5年4

月より阪急オアシス神戸三宮店内での出店が決まり、また市外にも販路を拡大している。

- ・出店件数 6 件
- ・開業件数 1 件（開業検討中 4 件）

(ウ) インキュベーション施設（神戸ハーバーオフィス）の提供等

将来の神戸経済を担う起業家の育成・支援をはかるため、神戸市産業振興センター内に「創業準備オフィス」、「スモールオフィス」、「企業育成室」を設置し、低廉な事業スペースの提供と経営支援を行った。

- ・創業準備オフィス：起業を準備する段階
卒業 3 社 新規入居 6 社（年度末入居状況：8/13 室）
- ・スモールオフィス：起業し事業を始めた段階
卒業 2 社 新規入居 5 社（年度末入居状況：12/16 室）
- ・企業育成室：事業化し成長を始めた段階
卒業 4 社 新規入居 1 社（年度末入居状況：2/6 室）

イ 販路開拓・拡大の支援

(ア) 販売チャレンジパイロットショップ（拡充）

食料品・生活雑貨等生活文化産業系事業者のさらなる事業展開を支援するため、市営地下鉄や神戸電鉄の駅構内スペースを活用し、飲食・物販等のテストマーケティングや販路開拓を行うチャレンジの場（愛称：K O B E そらゆめマルシェ）を提供した。

- ・26 社に販売機会（延べ 374 日間）を提供

(イ) ふるさと納税返礼品・新商品企画開発支援事業

中小企業のふるさと納税返礼品・新商品企画開発力のアップ、販路開拓支援および成長を促進するため、ふるさと納税返礼品の新商品企画開発経費の一部を補助した。

- ・補助件数 3 件

(ウ) 就航都市における地元企業の物産プロモーション（新規）

地元企業の販路拡大を支援するとともに、神戸と神戸空港就航都市間の経済活性化をはかるため、就航先（青森、新千歳、那覇）周辺のショッピングモール等において、（一財）神戸観光局や航空会社と連携し、地場産品をはじめとする地元企業の物産プロモーションを実施した。

- ・出店事業者数（延べ） 31 社
- ・売上額 約 650 万円（3 回 計 6 日間）

(エ) 神戸セレクション

新型コロナウイルス感染症拡大を受け、前年度に引き続き公募を取りやめ、これまでの選定商品を全国の百貨店で展示販売する等販路開拓に努めた。

また、事業開始からこれまでの成果を検証し、外部コンサルタントの提言も踏まえながら、さらなる事業の強化のための検討を行った。

- ・百貨店での展示販売会
売上額 約 2 億 7,000 万円（14 回 計 101 日間）

(オ) 販路開拓コーディネート事業

新市場における販路開拓や新事業への展開、新商品開発力の強化を支援するため、職員がアドバイザーとともに価格設定や包装デザイン、バイヤーとの商談手法等について助言を行った後、高質スーパーや百貨店等のバイヤーとのビジネスマッチング、東京のセレクトショップでテストマーケティングを行った。

- ・支援企業数 14社

(カ) 戦略産業参入支援事業

a 航空機産業参入支援

航空機産業担当部長を継続配置し、神戸エアロネットワーク（KAN）を通じた支援を実施した。また、新型コロナウイルス感染症の影響により航空機産業を取り巻く環境が大きく変化したことから、新分野進出の支援にも取り組んだ。

- ・大手川下企業への営業活動やビジネスマッチングへの出展に関するアドバイス
- ・大学との連携による生産性向上のための活動支援
- ・企業の課題解決に向けた会員個社指導
- ・新分野進出支援（空飛ぶクルマ用部品製作、軽量車いすの開発等）

b 水素産業参入支援（事業移行）

戦略産業担当部長を配置し、神戸水素クラスター勉強会の事務局運営を通じた支援を実施した。令和5年4月以降は事務局を（公財）新産業創造研究機構へ移行した。

- ・大学や大手企業による講演会、水素産業関連施設への見学会を通じた最新情報の提供
- ・大手川下企業とのビジネスマッチングの場の提供
- ・水素産業に参入するための技術開発のマネジメントや情報収集に関する支援
- ・技術開発のための補助金申請支援

ウ 情報化・情報提供

(ア) 神戸発・優れた技術

優れた技術や製品を有する中小企業を調査・発掘し、「神戸発・優れた技術」として認定する（対象は製造業・情報サービス業等）とともに、認定後一定期間が経過した企業の技術の再認定を行った。

また、認定企業の技術・製品や強みをわかりやすく紹介した冊子やウェブサイト等により、国内トップレベルにある優れた技術を有する企業が市内に集積していることを全国に発信し、販路開拓・拡大や人材確保・育成等の支援を行った。

- ・新規認定 1社
- ・更新認定 1社
- ・認定企業数 125社（令和4年度末現在）

(イ) 広報・PR事業（拡充）

当財団ホームページの全面リニューアルを実施し、施策情報および活用事

例の発信力強化やユーザビリティ向上等をはかった。また、中小企業等に必要の支援策を広く周知するため、企業訪問により総合パンフレットを継続して配布したほか、SNS（Twitter・Instagram）を活用した情報発信により、当財団事業のみならず関係機関の支援メニュー等も含めたPRを行った。

- ・企業訪問数 12,717件

(ウ) 中小企業支援データベース構築

中小企業の基本情報や支援情報を集積し、効果的な事業ラインナップの整備と組織的な支援体制を構築するため、データベースの充実をはかった。また、中小企業の情報を発信する「Biz Search KOBE」の拡充を進めている。

- ・企業コンタクト記録入力件数 13,083件（令和4年度）
- ・Biz Search KOBE 公開企業数 415社（令和4年度末現在）

(エ) 神戸未来共創思考サロン運営事業（新規）

中小企業のDXの取り組みを支援することを目的とし、ビジネスアイデアや事業計画を創出するとともに、神戸発の製品・サービスを持続的に生み出すためのコミュニティ形成を支援した。ものづくり、旅館・宿泊業、飲食・生活産業、エネルギー等の分野で事業モデル構築を支援した。

- ・技術革新セミナー参加 215名
- ・トランスフォーメーションセミナー参加 45名

エ 人材育成の支援

(ア) 人づくり研修

体系的な研修の実施が困難な中小企業における人材の育成と定着を支援するため、前年度参加企業からのヒアリングをもとに研修メニューを刷新し、幅広い業種に向けた若手従業員等を対象とした研修を行った。

- ・6講座 受講者数 78名

(イ) 神戸マイスター

神戸市が「神戸マイスター」として認定した全国的に通用する卓越した技術・技能者について、「神戸マイスター交流サロン」等の実施により、その社会的認知の向上をはかるとともに、「ゲストティーチャー制度」を活用した後進の指導等により、優れた技術・技能を継承・発展させる人材の育成を支援した。

- ・神戸マイスター交流サロン開催 1回
- ・ゲストティーチャー派遣 12校 93名

(参考)

- ・神戸マイスター認定 60職種 123名（平成5年度創設後累計）
- ・神戸アグリマイスター認定 19名（平成18年度創設後累計）

オ 経営課題の解決支援（経営革新支援）

(ア) 専門家派遣

中小企業等に対して必要な専門家を派遣し、BCPの策定やIT活用等多様な経営課題解決を支援した。また、利用促進のため新規利用者を対象とした無料体験キャンペーンを行った。

a 個別企業等に対する専門家派遣

新製品開発等の経営革新をはじめとした経営力の向上への取り組みや、組織改善計画策定等を支援した。

・派遣企業数 39件 244回

b 団体等に対する専門家派遣

経営計画の策定や共同事業等に取り組む商店街・小売市場の活性化等を支援した。

・派遣団体数 1件 10回

カ 相談・セミナー・研修等

(ア) 出張型中小企業成長支援事業

次代の有望企業を発掘・支援していくため、地元金融機関と連携し、出張型の中小企業成長支援を実施した。ヒアリングによりニーズを把握した上で、支援策の提案等を行った。

・訪問企業数 172社（新規85社、既存訪問87社）

・訪問後の支援メニュー利用件数 46社 49件

(イ) 100年経営支援事業

中小企業の事業承継の円滑化をはかるため、企業ヒアリングや専門家の訪問相談を通じて事業承継のニーズの掘り起こしや、専門家による支援、後継者不在企業と起業家等外部人材とのマッチングに取り組んだ。

その結果、令和4年度は、創業40年を超える機械設計業と、ISOの審査等を行うサービス業の株式譲渡契約が実現した。

・掘り起こし訪問企業数 22社

・専門家支援 7社

・事業承継件数 5社（事業開始から令和4年度末までの累計）

(ウ) ワンストップ相談体制

中小企業の様々な経営課題に対応するため、神戸商工会議所等と連携して経営や金融に関する窓口相談や弁護士、技術士による専門家相談を行った。

・金融・経営等総合相談 12,471件（金融1,753件、経営等10,718件）

・専門家相談 82件（弁護士63件、技術士19件）

(エ) セミナー・研修

神戸市産業振興センター内において、パソコンのスキルアップを目指す方を対象に、基礎から応用まで体系的に学べるWordやExcel等の研修を実施した。

・123講座 受講者数1,088名

(オ) 神戸生産技術研究会

機械金属加工関係の大手・中小企業の技術者を中心に、大学、大手企業の研究所、公設試験研究機関等の研究者が加わった産学官の技術研究グループ「神戸生産技術研究会」において、生産システム・加工技術・情報処理技術等をテーマにした講演会を開催した。

・定例会 10回（講演会6回、見学会4回）

② 施設の管理運営

ア 神戸市産業振興センターの管理運営

市内産業振興の総合的な拠点施設である神戸市産業振興センターの第5期指定管理者（令和3～7年度）として、施設の利用促進をはかるとともに、顧客サービスの向上に努めた。

- ・デジタルサイネージシステム導入による効率的な貸館利用案内並びに中小企業支援情報、市政情報等の発信力強化
- ・託児のための会議室使用料減免制度実施
- ・新規利用者へのアンケートおよびご意見ボックスの設置
- ・日数利用率 会議室（11室） 72.9%
ホール 63.5%
レセプションルーム 43.7%

（2）収益事業等

① 施設事業

神戸市産業振興センター内においてレストランと自動販売機を設置し、施設利用者の利便性の向上をはかった。

2 事業別収支明細書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日, 単位: 円)

| 科 目 | 収 入 | 支 出 | 収支差額 |
|-----------------|-------------|-------------|-------------|
| 公益目的事業会計 | 423,255,219 | 421,664,368 | 1,590,851 |
| 中小企業等支援事業 | 280,996,942 | 285,411,010 | △ 4,414,068 |
| 創業・新事業支援事業 | 29,894,156 | 30,635,598 | △ 741,442 |
| 販路開拓・拡大支援事業 | 141,880,507 | 141,136,042 | 744,465 |
| 情報化支援・情報提供事業 | 40,756,273 | 42,474,902 | △ 1,718,629 |
| 人材育成支援事業 | 4,322,073 | 4,439,173 | △ 117,100 |
| 経営革新支援事業 | 23,267,427 | 22,740,587 | 526,840 |
| 相談・セミナー・研修等支援事業 | 40,876,506 | 43,984,708 | △ 3,108,202 |
| 施設管理運営事業 | 136,246,558 | 136,253,358 | △ 6,800 |
| 産業振興センター管理運営事業 | 136,246,558 | 136,253,358 | △ 6,800 |
| 共通 | 6,011,719 | 0 | 6,011,719 |
| 収益事業等会計 | 42,258,529 | 42,654,330 | △ 395,801 |
| 施設事業 | 10,591,556 | 10,960,857 | △ 369,301 |
| その他事業 | 31,666,973 | 31,693,473 | △ 26,500 |
| 法人会計 | 44,551,766 | 43,662,974 | 888,792 |
| 管理業務 | 44,551,766 | 43,662,974 | 888,792 |
| 合 計 | 510,065,514 | 507,981,672 | 2,083,842 |

※ 神戸市からの収入

- (1) 補助金収入 234,834,231円
- (2) 受託料等収入 211,809,487円

3 正味財産増減計算書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日, 単位: 円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------|-------------|
| I 一般正味財産増減の部 | |
| 1. 経常増減の部 | |
| (1) 経常収益 | |
| 基本財産運用益 | 8,588,225 |
| 特定資産運用益 | 9,582 |
| 事業収益 | 220,805,104 |
| 受取補助金 | 248,892,625 |
| 受取負担金 | 26,139,720 |
| 受取寄付金 | 2,220 |
| 雑収益 | 1,630,258 |
| 賞与引当金戻入額 | 8,649,258 |
| 経常収益計 | 514,716,992 |
| (2) 経常費用 | |
| 事業費 | 470,748,945 |
| 管理費 | 44,936,457 |
| 経常費用計 | 515,685,402 |
| 評価損益等調整前当期経常増減額 | △ 968,410 |
| 特定資産評価損益等 | 0 |
| 評価損益等計 | 0 |
| 当期経常増減額 | △ 968,410 |
| 2. 経常外増減の部 | |
| (1) 経常外収益 | |
| 経常外収益計 | 0 |
| (2) 経常外費用 | |
| 経常外費用計 | 2 |
| 当期経常外増減額 | △ 2 |
| 税引前当期一般正味財産増減額 | △ 968,412 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 72,000 |
| 当期一般正味財産増減額 | △ 1,040,412 |
| 一般正味財産期首残高 | 128,951,096 |
| 一般正味財産期末残高 | 127,910,684 |
| II 指定正味財産増減の部 | |
| 基本財産運用益 | 8,588,225 |
| 一般正味財産への振替額 | △ 8,590,445 |
| 当期指定正味財産増減額 | △ 2,220 |
| 指定正味財産期首残高 | 636,063,556 |
| 指定正味財産期末残高 | 636,061,336 |
| 当期正味財産増減額 | △ 1,042,632 |
| 正味財産期首残高 | 765,014,652 |
| III 正味財産期末残高 | 763,972,020 |

4 貸借対照表

(令和5年3月31日現在, 単位: 円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|------------------|-------------|---------------|---------------|
| I 資産の部 | | II 負債の部 | |
| 1. 流動資産 | | 1. 流動負債 | |
| 現金預金 | 140,962,242 | 未払金 | 56,371,975 |
| 未収金 | 47,350,357 | 前受金 | 1,717,171 |
| 貯蔵品 | 27,198 | 預り金 | 8,763,683 |
| 前払費用 | 815,568 | 賞与引当金 | 8,301,306 |
| 流動資産合計 | 189,155,365 | 流動負債合計 | 75,154,135 |
| 2. 固定資産 | | 2. 固定負債 | |
| (1)基本財産 | | 退職給付引当金 | 58,046,205 |
| 投資有価証券 | 629,771,044 | 固定負債合計 | 58,046,205 |
| 定期預金 | 6,283,631 | 負債合計 | 133,200,340 |
| 基本財産合計 | 636,054,675 | | |
| (2) 特定資産 | | III 正味財産の部 | |
| 什器備品 | 6,661 | 1. 指定正味財産 | |
| 退職給付引当資産 | 58,046,205 | 寄付金 | 636,054,675 |
| 普通預金 | 6,517,050 | 受贈什器備品 | 6,661 |
| 神戸レクシオン見直し費用準備資金 | 2,000,000 | (うち基本財産への充当額) | (636,054,675) |
| 特定資産合計 | 66,569,916 | (うち特定資産への充当額) | (6,661) |
| (3) その他固定資産 | | 指定正味財産合計 | 636,061,336 |
| 什器備品 | 4,221,404 | 2. 一般正味財産 | |
| 長期貸付金 | 1,171,000 | 一般正味財産 | 127,910,684 |
| その他固定資産合計 | 5,392,404 | (うち基本財産への充当額) | (0) |
| 固定資産合計 | 708,016,995 | (うち特定資産への充当額) | (8,517,050) |
| 資産合計 | 897,172,360 | 正味財産合計 | 763,972,020 |
| | | 負債及び正味財産合計 | 897,172,360 |

5 財産目録

(令和5年3月31日現在, 単位: 円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------------|-------------|-----------------|-------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | | 流動負債 | |
| 現金預金 | 140,962,242 | 未払金 | 56,371,975 |
| 現金 | 80,000 | 神戸市精算返還金等 | |
| 預金 | 140,882,242 | 前受金 | 1,717,171 |
| 三井住友銀行 他 | | 企業育成室等4月分利用料 | |
| 未収金 | 47,350,357 | 預り金 | 8,763,683 |
| 神戸市受託事業の精算等 | | 産業振興センター貸会議室利用料 | |
| 貯蔵品 | 27,198 | 賞与引当金 | 8,301,306 |
| 収入印紙等 | | 職員の翌年度の6月賞与分 | |
| 前払費用 | 815,568 | | |
| 令和5年度の傷害保険料等諸経費 | | | |
| 流動資産合計 | 189,155,365 | 流動負債合計 | 75,154,135 |
| 固定資産 | | 固定負債 | |
| 基本財産 | | 退職給付引当金 | 58,046,205 |
| 投資有価証券 | 629,771,044 | 固有職員分 | |
| ノルウェー輸出金融公社債 | 100,000,000 | 固定負債合計 | 58,046,205 |
| 第62回利付国庫債券(20年) | 99,898,693 | 負債合計 | 133,200,340 |
| 第62回利付国庫債券(20年) | 99,904,048 | (正味財産の部) | |
| 神戸市平成25年度第1回公募公債(10年) | 200,000,000 | 正味財産合計 | 763,972,020 |
| 第401回大阪府公募公債(10年) | 29,968,303 | | |
| ユーロ円建パワリバーステアブル債 | 100,000,000 | | |
| 定期預金(但馬銀行) | 6,283,631 | | |
| 基本財産合計 | 636,054,675 | | |
| 特定資産 | | | |
| 什器備品 | 6,661 | | |
| 中小企業基盤整備機構受贈1件 | | | |
| 退職給付引当資産 | 58,046,205 | | |
| 神戸信用金庫 他 | | | |
| 普通預金 | 6,517,050 | | |
| 公益目的保有財産として保有するもの | | | |
| 普通預金 | 2,000,000 | | |
| 神戸セレクション見直し費用準備資金 | | | |
| 特定資産合計 | 66,569,916 | | |
| その他固定資産 | | | |
| 什器備品 | 4,221,404 | | |
| 駅ナカ販売チャレンジショップのワゴン等 | | | |
| 長期貸付金 | 1,171,000 | | |
| 資格取得支援費用 | | | |
| その他固定資産合計 | 5,392,404 | | |
| 固定資産合計 | 708,016,995 | | |
| 資産合計 | 897,172,360 | 負債及び正味財産合計 | 897,172,360 |

6 事業別収入明細書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日, 単位: 円)

| 科 目 | 合 計 | 内 訳 | | | |
|-----------------|-------------|------------|-------------|-------------|------------|
| | | 事業収入 | 受託料収入 | 補助金収入 | その他収入 |
| 公益目的事業会計 | 423,255,219 | 45,900,221 | 153,827,177 | 212,850,873 | 10,676,948 |
| 中小企業等支援事業 | 280,996,942 | 45,900,221 | 17,580,619 | 212,850,873 | 4,665,229 |
| 創業・新事業支援事業 | 29,894,156 | 7,703,751 | 1,892,000 | 20,298,405 | 0 |
| 販路開拓・拡大支援事業 | 141,880,507 | 30,302,438 | 13,640,571 | 93,272,269 | 4,665,229 |
| 情報化支援・情報提供事業 | 40,756,273 | 682,000 | 0 | 40,074,273 | 0 |
| 人材育成支援事業 | 4,322,073 | 445,500 | 2,048,048 | 1,828,525 | 0 |
| 経営革新支援事業 | 23,267,427 | 6,199,532 | 0 | 17,067,895 | 0 |
| 相談・セミナー・研修等支援事業 | 40,876,506 | 567,000 | 0 | 40,309,506 | 0 |
| 施設管理運営事業 | 136,246,558 | 0 | 136,246,558 | 0 | 0 |
| 産業振興センター管理運営事業 | 136,246,558 | 0 | 136,246,558 | 0 | 0 |
| 共通 | 6,011,719 | 0 | 0 | 0 | 6,011,719 |
| 収益事業等会計 | 42,258,529 | 8,191,243 | 34,066,973 | 0 | 313 |
| 施設事業 | 10,591,556 | 8,191,243 | 2,400,000 | 0 | 313 |
| その他事業 | 31,666,973 | 0 | 31,666,973 | 0 | 0 |
| 法人会計 | 44,551,766 | 0 | 4,959,210 | 36,041,752 | 3,550,804 |
| 管理業務 | 44,551,766 | 0 | 4,959,210 | 36,041,752 | 3,550,804 |
| 合 計 | 510,065,514 | 54,091,464 | 192,853,360 | 248,892,625 | 14,228,065 |

7 事業別支出明細書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日, 単位:円)

| 科 目 | 合 計 | 内 訳 | |
|-----------------|-------------|-------------|-------------|
| | | 人件費 | 物件費 |
| 公益目的事業会計 | 421,664,368 | 102,819,005 | 318,845,363 |
| 中小企業等支援事業 | 285,411,010 | 102,819,005 | 182,592,005 |
| 創業・新事業支援事業 | 30,635,598 | 8,190,732 | 22,444,866 |
| 販路開拓・拡大支援事業 | 141,136,042 | 54,485,514 | 86,650,528 |
| 情報化支援・情報提供事業 | 42,474,902 | 12,703,549 | 29,771,353 |
| 人材育成支援事業 | 4,439,173 | 1,006,748 | 3,432,425 |
| 経営革新支援事業 | 22,740,587 | 8,427,870 | 14,312,717 |
| 相談・セミナー・研修等支援事業 | 43,984,708 | 18,004,592 | 25,980,116 |
| 施設管理運営事業 | 136,253,358 | 0 | 136,253,358 |
| 産業振興センター管理運営事業 | 136,253,358 | 0 | 136,253,358 |
| 共通 | 0 | 0 | 0 |
| 収益事業等会計 | 42,654,330 | 1,883,266 | 40,771,064 |
| 施設事業 | 10,960,857 | 941,633 | 10,019,224 |
| その他事業 | 31,693,473 | 941,633 | 30,751,840 |
| 法人会計 | 43,662,974 | 19,301,394 | 24,361,580 |
| 管理業務 | 43,662,974 | 19,301,394 | 24,361,580 |
| 合 計 | 507,981,672 | 124,003,665 | 383,978,007 |

8 収支計算書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日, 単位:円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------------------|-------------|
| I 事業活動収支の部 | |
| 1. 事業活動収入 | |
| 基本財産運用収入 | 7,786,889 |
| 特定資産運用収入 | 9,582 |
| 事業収入 | 220,805,104 |
| 補助金収入 | 248,892,625 |
| 負担金収入 | 26,139,720 |
| 雑収入 | 1,630,258 |
| 事業活動収入計 | 505,264,178 |
| 2. 事業活動支出 | |
| 事業費支出 | 454,189,313 |
| 管理費支出 | 42,351,844 |
| 事業活動支出計 | 496,541,157 |
| 小 計 | 8,723,021 |
| 法人税、住民税及び事業税支出 | 72,000 |
| 事業活動収支差額 | 8,651,021 |
| II 投資活動収支の部 | |
| 1. 投資活動収入 | |
| 基本財産預金取崩収入 | 801,336 |
| 特定資産取崩収入 | 4,000,000 |
| 投資活動収入計 | 4,801,336 |
| 2. 投資活動支出 | |
| 特定資産取得支出 | 8,886,015 |
| 神戸セレクトション見直し費用準備資金 | 2,000,000 |
| 長期貸付金支出 | 482,500 |
| 投資活動支出計 | 11,368,515 |
| 投資活動収支差額 | △ 6,567,179 |
| III 財務活動収支の部 | |
| 1. 財務活動収入 | |
| 財務活動収入計 | 0 |
| 2. 財務活動支出 | |
| 財務活動支出計 | 0 |
| 財務活動収支差額 | 0 |
| IV 予備費支出 | 0 |
| 当期収支差額 | 2,083,842 |
| 前期繰越収支差額 | 120,191,496 |
| 次期繰越収支差額 | 122,275,338 |

9 財務状況の推移

(単位：千円)

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 3→4増減 | |
|-------------|--------------|-------------|---------|---------|----------|----------|
| 正味財産増減計算書 | 一般正味財産増減の部 | 当期経常増減額 | 487 | 3,321 | △ 968 | △ 4,289 |
| | | 経常収益 | 526,866 | 536,327 | 514,717 | △ 21,610 |
| | | うち公益 | 411,010 | 423,292 | 424,871 | 1,579 |
| | | うち公益以外 | 115,856 | 113,035 | 89,846 | △ 23,189 |
| | | 経常費用 | 526,379 | 533,006 | 515,685 | △ 17,321 |
| | | うち事業費（公益） | 410,749 | 420,555 | 428,167 | 7,612 |
| | | うち事業費（公益以外） | 71,178 | 63,735 | 42,582 | △ 21,153 |
| | | うち管理費（公益） | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | うち管理費（公益以外） | 44,452 | 48,716 | 44,936 | △ 3,780 |
| | | 評価損益等 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 当期経常外増減額 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 経常外収益 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 経常外費用 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 法人税、住民税及び事業税 | 122 | 122 | 72 | △ 50 | |
| | 当期一般正味財産増減額 | 365 | 3,199 | △ 1,040 | △ 4,239 | |
| | 一般正味財産期首残高 | 125,386 | 125,751 | 128,950 | 3,199 | |
| | 一般正味財産期末残高 | 125,751 | 128,950 | 127,910 | △ 1,040 | |
| | 指定正味財産 | 当期指定正味財産増減額 | △ 2 | △ 2 | △ 2 | 0 |
| | | 指定正味財産増加額 | 7,137 | 8,128 | 8,588 | 460 |
| | | 指定正味財産減少額 | 7,139 | 8,130 | 8,590 | 460 |
| うち一般正味財産振替額 | | △ 7,139 | △ 8,130 | △ 8,590 | △ 460 | |
| 指定正味財産期首残高 | | 636,068 | 636,066 | 636,064 | △ 2 | |
| 指定正味財産期末残高 | | 636,066 | 636,064 | 636,062 | △ 2 | |
| 正味財産期首残高 | | 761,454 | 761,817 | 765,014 | 3,197 | |
| 当期正味財産増減 | | 363 | 3,197 | △ 1,042 | △ 4,239 | |
| 正味財産期末残高 | | 761,817 | 765,014 | 763,972 | △ 1,042 | |
| 貸借対照表 | | 資産合計 | 920,297 | 912,046 | 897,171 | △ 14,875 |
| | 流動資産 | 231,985 | 209,413 | 189,155 | △ 20,258 | |
| | 固定資産 | 688,312 | 702,633 | 708,016 | 5,383 | |
| | うち建物 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 負債合計 | 158,479 | 147,031 | 133,200 | △ 13,831 | |
| | 流動負債 | 113,187 | 97,871 | 75,154 | △ 22,717 | |
| | うち短期借入金 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 固定負債 | 45,292 | 49,160 | 58,046 | 8,886 | |
| | うち長期借入金 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 正味財産合計 | 761,817 | 765,015 | 763,972 | △ 1,043 | |
| 指定正味財産 | 636,066 | 636,064 | 636,062 | △ 2 | | |
| 一般正味財産 | 125,751 | 128,951 | 127,910 | △ 1,041 | | |

〔5〕令和5年度事業計画

1 事業計画

日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により戦後最大の落ち込みを経験したが、ウィズコロナの考え方の下、経済社会活動の正常化が進んでいる。その一方で、市内中小企業は世界的な物価上昇という課題に直面している。

このような状況の下、当財団では事業者の目線に立ち、市の産業振興行政の一翼を担う団体として創業や販路開拓の支援、経営課題の解決等の各種施策を市や関係支援機関とのネットワークを活かして着実に推進していく。

具体的には、経済社会活動が正常化に向かう中で、開業支援コンシェルジュを中心とした起業支援の充実に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症による大きな影響を受けた生活文化産業系事業者の販路拡大を推進するため、販売チャレンジパイロットショップや販路開拓コーディネート事業を実施するほか、平成19年度から実施している神戸セレクションの支援策を拡充させる。

今後も市との相互連携をはかりながら、DXやカーボンニュートラル、SDGsといった社会の要請をふまえ、最適な支援メニューを提供する最前線の組織として事業者の伴走支援を行い、神戸経済の発展に寄与する。

(1) 公益目的事業

① 中小企業等支援事業

ア 創業・新事業の支援

(ア) 神戸開業支援コンシェルジュ

目的：創業の裾野を拡大する

- 施策：・当財団が中心となる支援機関との連携によるセミナー、専門相談の実施
・創業後のフォローアップの実施

(イ) 食のスタートアップ支援事業

目的：飲食店の開業を支援する

- 施策：・阪急オアシス神戸三宮店内の1区画で、飲食店の開業を目指している方に対しチャレンジの場を提供
・神戸開業支援コンシェルジュコーディネータ等の派遣

(ウ) インキュベーション施設（神戸ハーバーオフィス）の提供

目的：創業希望者や創業期企業を育成する

- 施策：・神戸市産業振興センター内での事業スペースの提供
・専門家による経営支援

イ 販路開拓・拡大の支援

(ア) 販売チャレンジパイロットショップ

目的：生活文化産業系事業者のさらなる事業展開を支援する

施策：市営地下鉄等の駅構内スペース等を活用し、飲食・物販等のテストマーケティングや販路開拓を行うチャレンジの場（愛称：K O B E そらゆめマルシェ）を提供

(イ) 青森県との連携事業

目的：空港就航都市である青森との交流人口を増加させ、市内経済の活性化をはかる

施策：青森県内の催事等へ市内事業者の出店を促進し、販路拡大を支援

(ウ) 神戸セレクション（拡充）

目的：神戸らしいお洒落で良質な商品を公募・選定し、新たな神戸ブランドの創出、販路拡大の支援をはかる

施策：選定方法を見直し、当事業の趣旨に沿った商品に絞り込む。

また、販路拡大の支援として、引き続き各地の百貨店で展示・販売会等を実施するとともに、新たに下記の内容を実施することで、市内認知度を高めつつ全国展開を推進する。

- ・ 駅ナカ出店スペースでの展示・販売会等の実施
- ・ 市内主要商業施設での販売会等の実施
- ・ 地域の魅力を発信しているECサイトとの連携

(エ) 販路開拓コーディネート事業

目的：販路開拓や新事業への展開、新商品開発力の強化を支援する

施策：財団職員がアドバイザーとともに市内中小企業の課題を整理し、販路拡大に向けた計画策定等の伴走型支援を実施

(オ) 航空機産業参入支援

目的：今後大きく成長することが見込まれる航空機産業への地元中小製造業の参入をさらに促進する

施策：将来に向けた一貫生産体制の構築を目標に、地元中小製造業グループの品質保証体制や製造技術力強化等を支援

ウ 情報化・情報提供

(ア) 神戸発・優れた技術

目的：認定企業の情報発信による販路開拓等を支援する

施策：・引き続き優れた技術や製品を有する市内中小企業を「神戸発・優れた技術」として認定

- ・ 認定企業の技術・製品や強みをわかりやすく紹介する広報媒体により、全国に発信
- ・ 事業発展のための見直し検討

(イ) 広報・PR事業

目的：市内中小企業に対し支援策の活用を促す情報発信および広聴を強化する

施策：・ホームページ、SNSによる施策情報および利用事例等の情報発信
・DXやSDGs、カーボンニュートラルに関する取り組みの発信
・企業訪問による財団パンフレットの配布、支援希望アンケートの実施

(ウ) 中小企業支援データベース構築

目的：市内中小企業の基本情報や支援情報を集積し、組織的な支援体制を構築する

施策：・データベースの充実
・市内中小企業の情報を発信する「Biz Search KOBE」の運用

(エ) 神戸未来共創思考サロン運営事業

目的：市内中小企業のDXの取り組みを支援する

施策：中小企業のDXの実現に向けたビジネスアイデアや事業計画を創出するとともに、神戸発の製品・サービスを持続的に生み出すコミュニティ形成を支援

エ 人材育成

(ア) 人づくり研修

目的：研修の実施が困難な中小企業における人材の育成と定着を支援する

施策：若手従業員等を対象に、ビジネスシーンに必要な知識、SNSを活用したWebマーケティング、IT導入やDX等の研修を実施

(イ) 神戸マイスター

目的：市が「神戸マイスター」と認定した全国的に通用する卓越した技術・技能者の社会的認知の向上をはかるとともに、技術・技能を継承・発展させる人材の育成を支援する

施策：・「神戸マイスターフェスティバル」「神戸マイスター交流サロン」等の実施
・「ゲストティーチャー制度」等での後進指導

オ 経営課題の解決支援（経営革新支援）

(ア) 専門家派遣

目的：中小企業等に必要な専門家を派遣し、経営に関する多様な課題の解決を支援する

施策：・経営革新、ISO認証取得等の支援
・商店街・小売市場の活性化等の支援
・DXやSDGs経営の推進に向けた伴走支援

カ 相談・セミナー・研修等

(ア) 出張型中小企業成長支援事業

目的：地元金融機関と連携し、次代の有望企業を発掘・支援する

施策：企業へのヒアリングによりニーズを把握し、支援策の提案や柔軟な支援を展開

(イ) 100年経営支援事業

目的：中小企業の事業承継の円滑化をはかり、地域に根付いた価値ある企業を次世代に引き継ぐ

施策：

- ・企業ヒアリングによる事業承継ニーズの掘り起こし
- ・専門家の訪問支援によるプッシュ型支援を実施
- ・後継者不在企業と起業家等第三者とのマッチングを実施

(ウ) ワンストップ相談体制

目的：市内中小企業者の様々な経営課題に対応するための相談および案内を行う

施策：

- ・「ひょうご・神戸経営相談センター」における、県・市・商工会議所等支援施策の総合的な案内
- ・神戸商工会議所と連携した、経営・金融に関する相談
- ・技術士会と連携した、技術に関する相談

(エ) セミナー・研修

目的：中小企業に従事する人材の能力向上をはかる

施策：パソコン講座のほか、中小企業支援機関等と連携し、セミナー・研修を開催

(オ) 神戸生産技術研究会

目的：機械金属加工関係の大手・中小企業の技術者を中心に、大学、大手企業の研究所、公設試験研究機関等の研究者が加わった産学官の技術研究グループにより、技術交流および中小企業への技術移転を推進する

施策：生産システム・加工技術・情報処理技術等をテーマにした研究会や見学会の開催

② 施設の管理運営

ア 神戸市産業振興センターの管理運営

第5期指定管理の3年目にあたる令和5年度も引き続き、中小企業振興の総合的な拠点施設として会議室、レセプションルーム等の利用促進をはかるとともに、利用者の視点に立った、より安全・安心で快適なサービスを提供する。

<具体的な内容>

- ・隣接駐車場との提携による会議室等利用者への駐車場割引券の交付
- ・託児のための会議室使用料減免
- ・会議室のカーペット・クロスの更新

- ・照明LED化等によるカーボンニュートラルの取り組み推進

(2) 収益事業等

① 施設事業

神戸市産業振興センター内のレストラン運営と自動販売機の設置により、施設利用者の利便性の向上をはかる。

2 経営改善の取組状況

神戸市の中小企業支援センターとして、市政を補完し、中小企業の様々なニーズに対応した支援を効果的・効率的に実施していくため、市からのミッションを踏まえながら「魅力ある企業を創り、育てる財団」、「意欲ある企業を守り、頼られる財団」の両立を目標に経営改善に取り組んでいる。

(1) 中小企業支援組織としての組織力の向上

質の高い中小企業支援サービスの源泉となる財団職員の質・量の向上をはかるとともに、組織力のアップをはかっている。

具体的には、業務実績が昇給、賞与、昇格に適切に反映される新たな人事評価システムを導入した。また、職員の支援力向上をはかるため、中小企業診断士等の資格取得を奨励する支援制度を拡充するとともに、企業支援の実践研修を実施している。さらに、組織横断的なプロジェクトの推進や中小企業支援データベースによる情報共有、勉強会の開催により、組織内で蓄積された知見・情報・スキル・ノウハウ等を共有している。

(2) 広報・広聴の充実

市内の中小企業が必要とする支援策を広く周知し、活用していただくため、当財団の事業のみならず関係機関の支援メニュー等も含めた広報活動を充実させている。

具体的には、当財団ホームページを全面にリニューアルし、施策情報や活用事例の発信力強化や利便性向上をはかった。また、ホームページやSNS等のオンライン上の情報発信だけでなく、企業訪問や総合パンフレットの配布等、オフラインのPR活動も積極的に行っている。

(3) 事業環境の変化を踏まえた販路開拓・拡大への取り組み

市内事業者の販路開拓・拡大に向けて、あらゆるチャンネルを通じた幅広い販路の拡大・開拓活動や効果的な広報活動を展開している。

具体的には、新型コロナウイルス感染症による大きな影響を受けた生活文化産業系事業者に対し、神戸空港の就航都市における物産プロモーションや販路開拓コーディネーター事業、販売チャレンジパイロットショップを実施し、市内外の販路拡大を積極的に推進した。

また、当財団自らがDXやSDGsの考え方に沿った組織運営を行うプロジェクトチームを立ち上げるとともに、中小企業のDX支援に取り組む未来共創思考サロンを実施している。

3 事業別予定収支明細書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日, 単位: 千円)

| 科 目 | 収 入 | 支 出 | 収支差額 |
|-----------------|---------|---------|---------|
| 公益目的事業会計 | 389,691 | 391,668 | △ 1,977 |
| 中小企業等支援事業 | 257,308 | 262,785 | △ 5,477 |
| 創業・新事業支援事業 | 32,549 | 32,770 | △ 221 |
| 販路開拓・拡大支援事業 | 96,068 | 96,724 | △ 656 |
| 情報化支援・情報提供事業 | 53,910 | 56,087 | △ 2,177 |
| 人材育成支援事業 | 4,755 | 4,771 | △ 16 |
| 経営革新支援事業 | 25,378 | 24,529 | 849 |
| 相談・セミナー・研修等支援事業 | 44,648 | 47,904 | △ 3,256 |
| 施設管理運営事業 | 128,883 | 128,883 | 0 |
| 産業振興センター管理運営事業 | 128,883 | 128,883 | 0 |
| 共通 | 3,500 | 0 | 3,500 |
| 収益事業等会計 | 39,306 | 38,378 | 928 |
| 施設事業 | 9,275 | 8,347 | 928 |
| その他事業 | 30,031 | 30,031 | 0 |
| 法人会計 | 36,862 | 37,706 | △ 844 |
| 管理業務 | 36,862 | 37,706 | △ 844 |
| 当期合計 | 465,859 | 467,752 | △ 1,893 |

※神戸市からの収入

(1) 補助金収入 255,286千円

(2) 受託料収入 176,507千円

4 予定正味財産増減計算書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日, 単位: 千円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------|---------|
| I 一般正味財産増減の部 | |
| 1. 経常増減の部 | |
| (1) 経常収益 | |
| 基本財産運用益 | 5,000 |
| 特定資産運用益 | 10 |
| 事業収益 | 200,315 |
| 受取補助金 | 255,286 |
| 受取負担金 | 3,248 |
| 受取寄付金 | 2 |
| 雑収益 | 0 |
| 賞与引当金戻入額 | 8,445 |
| 経常収益計 | 472,306 |
| (2) 経常費用 | |
| 事業費 | 436,603 |
| 管理費 | 37,780 |
| 経常費用計 | 474,383 |
| 評価損益等調整前当期経常増減額 | △ 2,077 |
| 評価損益等計 | 0 |
| 当期経常増減額 | △ 2,077 |
| 2. 経常外増減の部 | |
| (1) 経常外収益 | |
| 経常外収益計 | 0 |
| (2) 経常外費用 | |
| 経常外費用計 | 0 |
| 当期経常外増減額 | 0 |
| 税引前当期一般正味財産増減額 | △ 2,077 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 72 |
| 当期一般正味財産増減額 | △ 2,149 |
| 一般正味財産期首残高 | 124,236 |
| 一般正味財産期末残高 | 122,087 |
| II 指定正味財産増減の部 | |
| 受取補助金等 | 0 |
| 基本財産運用益 | 5,000 |
| 一般正味財産への振替額 | △ 5,002 |
| 当期指定正味財産増減額 | △ 2 |
| 指定正味財産期首残高 | 636,061 |
| 指定正味財産期末残高 | 636,059 |
| 当期正味財産増減額 | △ 2,151 |
| 正味財産期首残高 | 760,297 |
| III 正味財産期末残高 | 758,146 |

5 予定貸借対照表

(令和6年3月31日現在, 単位: 千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-------------|---------|---------------|-----------|
| I 資産の部 | | II 負債の部 | |
| 1. 流動資産 | | 1. 流動負債 | |
| 現金預金 | 163,656 | 未払金 | 50,896 |
| 未収金 | 12,350 | 前受金 | 905 |
| 前払費用 | 763 | 預り金 | 7,921 |
| | | 賞与引当金 | 6,167 |
| 流動資産合計 | 176,769 | 流動負債合計 | 65,889 |
| 2. 固定資産 | | 2. 固定負債 | |
| (1) 基本財産 | | 退職給付引当金 | 62,986 |
| 投資有価証券 | 630,571 | 固定負債合計 | 62,986 |
| 定期預金 | 5,483 | 負債合計 | 128,875 |
| 基本財産合計 | 636,054 | | |
| (2) 特定資産 | | III 正味財産の部 | |
| 什器備品 | 5 | 1. 指定正味財産 | |
| 退職給付引当資産 | 62,986 | 寄付金 | 636,054 |
| 普通預金 | 6,517 | 受贈什器備品 | 5 |
| 特定資産合計 | 69,508 | (うち基本財産への充当額) | (636,054) |
| (3) その他固定資産 | | (うち特定資産への充当額) | (5) |
| 什器備品 | 2,940 | 指定正味財産合計 | 636,059 |
| 長期貸付金 | 1,750 | 2. 一般正味財産 | |
| その他固定資産合計 | 4,690 | 一般正味財産 | 122,087 |
| | | (うち基本財産への充当額) | (0) |
| | | (うち特定資産への充当額) | (6,517) |
| 固定資産合計 | 710,252 | 正味財産合計 | 758,146 |
| 資産合計 | 887,021 | 負債及び正味財産合計 | 887,021 |

6 事業別予定収入明細書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日, 単位: 千円)

| 科 目 | 合 計 | 内 訳 | | | |
|-----------------|---------|--------|---------|---------|-------|
| | | 事業収入 | 受託料収入 | 補助金収入 | その他収入 |
| 公益目的事業会計 | 389,691 | 18,971 | 140,334 | 224,886 | 5,500 |
| 中小企業等支援事業 | 257,308 | 18,971 | 11,451 | 224,886 | 2,000 |
| 創業・新事業支援事業 | 32,549 | 6,771 | 1,892 | 23,886 | 0 |
| 販路開拓・拡大支援事業 | 96,068 | 3,996 | 7,465 | 82,607 | 2,000 |
| 情報化支援・情報提供事業 | 53,910 | 475 | 0 | 53,435 | 0 |
| 人材育成支援事業 | 4,755 | 660 | 2,094 | 2,001 | 0 |
| 経営革新支援事業 | 25,378 | 6,269 | 0 | 19,109 | 0 |
| 相談・セミナー・研修等支援事業 | 44,648 | 800 | 0 | 43,848 | 0 |
| 施設管理運営事業 | 128,883 | 0 | 128,883 | 0 | 0 |
| 産業振興センター管理運営事業 | 128,883 | 0 | 128,883 | 0 | 0 |
| 共通 | 3,500 | 0 | 0 | 0 | 3,500 |
| 収益事業等会計 | 39,306 | 6,875 | 32,431 | 0 | 0 |
| 施設事業 | 9,275 | 6,875 | 2,400 | 0 | 0 |
| その他事業 | 30,031 | 0 | 30,031 | 0 | 0 |
| 法人会計 | 36,862 | 0 | 4,952 | 30,400 | 1,510 |
| 管理業務 | 36,862 | 0 | 4,952 | 30,400 | 1,510 |
| 合 計 | 465,859 | 25,846 | 177,717 | 255,286 | 7,010 |

7 事業別予定支出明細書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日, 単位: 千円)

| 科 目 | 合 計 | 内 訳 | |
|-----------------|---------|---------|---------|
| | | 人件費 | 物件費 |
| 公益目的事業会計 | 391,668 | 120,027 | 271,641 |
| 中小企業等支援事業 | 262,785 | 117,783 | 145,002 |
| 創業・新事業支援事業 | 32,770 | 12,510 | 20,260 |
| 販路開拓・拡大支援事業 | 96,724 | 43,266 | 53,458 |
| 情報化支援・情報提供事業 | 56,087 | 27,986 | 28,101 |
| 人材育成支援事業 | 4,771 | 1,048 | 3,723 |
| 経営革新支援事業 | 24,529 | 10,008 | 14,521 |
| 相談・セミナー・研修等支援事業 | 47,904 | 22,965 | 24,939 |
| 施設管理運営事業 | 128,883 | 2,244 | 126,639 |
| 産業振興センター管理運営事業 | 128,883 | 2,244 | 126,639 |
| 共通 | 0 | 0 | 0 |
| 収益事業等会計 | 38,378 | 1,080 | 37,298 |
| 施設事業 | 8,347 | 0 | 8,347 |
| その他事業 | 30,031 | 1,080 | 28,951 |
| 法人会計 | 37,706 | 26,998 | 10,708 |
| 管理業務 | 37,706 | 26,998 | 10,708 |
| 合 計 | 467,752 | 148,105 | 319,647 |

8 収支予算書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日, 単位:千円)

| 科 目 | 金 額 |
|----------------|---------|
| I 事業活動収支の部 | |
| 1. 事業活動収入 | |
| 基本財産運用収入 | 4,199 |
| 特定資産運用収入 | 10 |
| 事業収入 | 200,315 |
| 補助金収入 | 255,286 |
| 負担金収入 | 3,248 |
| 寄付金収入 | 0 |
| 雑収入 | 0 |
| 事業活動収入計 | 463,058 |
| 2. 事業活動支出 | |
| 事業費支出 | 424,695 |
| 管理費支出 | 35,874 |
| 事業活動支出計 | 460,569 |
| 小 計 | 2,489 |
| 法人税、住民税及び事業税支出 | 72 |
| 事業活動収支差額 | 2,417 |
| II 投資活動収支の部 | |
| 1. 投資活動収入 | |
| 基本財産取崩収入 | 801 |
| 特定資産取崩収入 | 2,000 |
| 投資活動収入計 | 2,801 |
| 2. 投資活動支出 | |
| 特定資産取得支出 | 6,361 |
| 固定資産取得支出 | 750 |
| 投資活動支出計 | 7,111 |
| 投資活動収支差額 | △ 4,310 |
| III 財務活動収支の部 | |
| 1. 財務活動収入 | |
| 財務活動収入計 | 0 |
| 2. 財務活動支出 | |
| 財務活動支出計 | 0 |
| 財務活動収支差額 | 0 |
| IV 予備費支出 | 0 |
| 当期収支差額 | △ 1,893 |
| 前期繰越収支差額 | 119,414 |
| 次期繰越収支差額 | 117,521 |

〔6〕令和4年度主要事業計画・実績比較

| 事業名 | 事業計画 | 実績 | 備考 |
|-----------------------|-------|-------|--------------|
| 開業支援 コンシェルジュ等 | 150件 | 160件 | 創業件数 |
| 専門家派遣 | 38件 | 40件 | 派遣件数 |
| 神戸市産業振興センター 管理運営事業 | 75.5% | 72.9% | 会議室利用率 |
| | 67.5% | 63.5% | ホール利用率 |
| | 56.5% | 43.7% | レセプションルーム利用率 |

〔7〕主要事業の推移（令和2年度～令和4年度）

| 事業名 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 備考 |
|-----------------------|-------|-------|-------|--------------|
| 開業支援 コンシェルジュ等 | 103件 | 111件 | 160件 | 創業件数 |
| 専門家派遣 | 89件 | 59件 | 40件 | 派遣件数 |
| 神戸市産業振興センター 管理運営事業 | 63.4% | 73.3% | 72.9% | 会議室利用率 |
| | 53.8% | 52.6% | 63.5% | ホール利用率 |
| | 88.6% | 38.5% | 43.7% | レセプションルーム利用率 |